

平成29年度（第2回）奈良市上下水道事業懇談会の概要	
開催日時	平成30年3月1日（木）午後1時30分～午後3時30分
開催場所	奈良市企業局 3階 研修室
議 題	奈良市下水道事業の概要について
出席者	参加者 8人・局 6人・事務局 7人
開催形態	公開（傍聴人 2人）
担当課	経営部経営管理課
意見等の内容の取りまとめ	
質疑要旨	<p>議題 奈良市下水道事業の概要について</p> <p>主な意見1</p> <p>① 下水道使用料の値上げは自分たちの生活に直結することなので、市民が納得できるように説明していただきたい。特に、上下水道だよりのような紙面でしっかりと説明していくことが大切ではないか。</p> <p>② 地域の自治会長が集まるような会合で、下水道事業の説明を企業局からしていただくことは可能か。</p> <p>③ 人件費を縮減することも大切だが、技術職員の確保が最も重要なことだと思う。有事の際に頼れるのは行政であり、企業局は技術者を育ててほしい。</p> <p>企業局回答</p> <p>① 下水道使用料の値上げについては、市民の方々の理解が大事だと考えている。PRなど今まで以上にやっていく予定をしている。</p> <p>② 説明会は積極的にさせていただきたい。</p> <p>主な意見2</p> <p>① 来年度以降、有識者による会議と審議会で下水道使用料改定を検討していくとのことだが、有識者会議で作成した原案を元に審議会で議論していくのか、それとも審議会の中で財政シミュレーションを分析して改定率を議論していくのか。</p> <p>② 来年度の4～7月に有識者会議を開催し、6～9月に審議会を開催するとの説明があった。有識者会議と審議会の開催時期が重なることになり、有識者会議で議論したものを審議会で諮り、審議会でも議論したものを有識者会議で諮るなど、両会議の進行が複雑化するのではないか。スケジュールを示して</p>

いただきたい。

企業局回答

- ① 料金体系を含めて、財政的な面は有識者会議で議論していただきたいと考えている。
- ② 有識者会議では財政シミュレーションに対して意見をいただき、審議会では有識者会議で出た意見を議論していただきたい。議論が両会議を行ったり来たりするのではなく、有識者会議から審議会に意見を渡して、審議会で答申をつくっていただくような流れを想定している。

主な意見 3

- ① 下水道使用料の値上げ分を将来のために積み立てておくようなことはできないのか。

企業局回答

- ① 現在、下水道事業は資金ショートしそうな状況にあるため積み立ては難しい。流域下水道維持管理負担金や企業債償還金などの固定的経費が使用料収入を超過しており、企業努力でこの状況を解決することが難しい側面があるが、市民にしっかりと説明していきたい。

主な意見 4

- ① 不明水（雨水が分流式下水道に流入する現象）について、不明水を含めた雨水処理費用は本来一般会計が負担すべきだが、企業局で負担しているのか。
- ② 料金体系を変えた方がよいと思うが、検討が不十分だと水道の使用量が減るなど様々なところに影響が出る可能性がある。料金体系についてはしっかりと検討していただきたい。

企業局回答

- ① 雨水処理費用について、合流区域は降雨量により算定した費用を県に支払っている。分流区域は不明水分を従量料金にしようという動きがあるが、現時点では県に支払う負担金に不明水分は含まれてない。

主な意見 5

- ① スtockマネジメントの話が前回懇談会から出ているが、どのような手順・方式で行うものなのか説明いただきたい。

企業局回答

- ① 現在の国庫補助事業は、ある一つの処理区域や処理場内で点検・調査を行い、それらの施設が補助事業の対象となる。この制度があと2，3年で終わり、新たな制度ができる。これがStockマネジメント計画で、これまでのようなミクロ的なやり方ではなく、処理区域全体において点検・調査などのスクリーニング調査を行い、更新計画を策定するものとなる。

主な意見 6

- ① 平成24年度に開催した「奈良市下水道事業経営改善検討委員会」の提言で挙げられた11項目の課題について現状評価すると、「下水道整備のコスト縮減」、「公費負担」、「適正な下水道使用料」が今後の重要な検討事項になるのではないか。これらとは別に不明水が課題になるかもしれない。「人件費の縮減」については限界がある。

主な意見 7

- ① 使用料の徴収率は向上しているのか。

企業局回答

- ① 上下水道料金を一体で徴収しており、徴収率は99%を超えている。現在は包括委託業務の中に徴収業務が含まれており、この委託契約に徴収率の条件を付している。また、徴収率向上以外にも負担金の制度を変更した。企業会計導入前は、本管工事完了から数年後に浄化槽などから公共下水道に切り替えた場合でも企業局負担で公共汚水柵の設置工事をしてしたが、企業会計導入後は、本管工事完了後すぐに公共下水道に接続しないと公共汚水柵の設置工事を個人負担にするように条例改正した。